

令和3年度介護報酬改定に関する資料（運営等基準編）

基準改正により新設又は改正された規定について掲載しています。

- ・表の構成は、次のとおりですが、これによらない場合もあります。

左側：基準省令 右側：共通資料の「留意事項通知（居宅サービス等）」の該当箇所

留意事項通知に修正がある場合は、共通資料の「留意事項通知等の正誤」の該当箇所

- ・下線は改正部分を示しています。
- ・基準は厚生労働省令を掲載していますが、枚方市条例も同様の改正が行われています。

(1) 特定施設入居者生活介護

指定居宅サービスの事業の一般原則（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護と共通）

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>【改正省令の附則】 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</u></p>	<p>・ 4ページの3の(1)</p>
---	---------------------

指定特定施設入居者生活介護の取扱方針（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においても同様）

<p>第百八十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>・ 55ページの(5)</p>
--	--------------------

<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
--	--

運営規程	
<p>(運営規程)</p> <p>第百八十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>【改正省令の附則】</p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新居宅サービス等基準(中略)第百八十九条(中略)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 56ページの(10) • 5ページの(19)

勤務体制の確保等	
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 56ページの(11) • 16ページの(6) • 5ページの(21) • 正誤のNo. 10

<p>定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【改正省令の附則】 <u>（認知症に係る基礎的な研修を受講に関する経過措置）</u> 第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準（中略）第九十条第四項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	
--	--

業務継続計画の策定等（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においても同様）	
<p><u>（業務継続計画の策定等）</u> 第三十条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>【改正省令の附則】 <u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u> 第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<p>・ 57ページの(12)</p>

非常災害対策（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においても同様）	
<p><u>（非常災害対策）</u> 百三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に</p>	<p>・ 34ページの(7)</p>

<p>当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	
--	--

衛生管理等

<p>(衛生管理等)</p> <p>第百四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定特定施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定特定施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定特定施設において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>【改正省令の附則】</p> <p>(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</p> <p>第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準(中略)第百四条第二項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>・58ページの(13)</p> <p>・34ページの(8)</p>
---	--------------------------------------

掲示

<p>(掲示)</p> <p>第三十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>・11ページの(24)</p>
---	--------------------

虐待の防止(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護においても同様)

<p>(虐待の防止)</p> <p>第三十七条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定特定施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定特定施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>・60ページの(16)</p>
--	--------------------

<p>三 <u>当該指定特定施設において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>【改正省令の附則】 <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>第二条 <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</u></p>	
---	--

電磁的記録等（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護と共通）

<p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第二百七十七条 <u>指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（中略）第百九十二条、第百九十二条の十二（中略）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	<p>・ 75ページの第5</p>
---	-------------------

(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

運営規程

<p><u>(運営規程)</u></p> <p>第百九十二条の九 <u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</u></p> <p>一 <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>二 <u>外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>三 <u>入居定員及び居室数</u></p> <p>四 <u>外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>五 <u>受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</u></p> <p>六 <u>利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</u></p> <p>七 <u>施設の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>八 <u>緊急時等における対応方法</u></p>	<p>・ 5ページの(19)</p>
---	--------------------

- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

【改正省令の附則】

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新居宅サービス等基準(中略)第百九十二条の九(中略)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

勤務体制の確保等

(勤務体制の確保等)

- 第百九十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しなければならない。ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
 - 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
 - 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての外部サービス利用型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な基本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより外部サービス利用型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 56ページの(11)
- 16ページの(6)
- 5ページの(21)
- 正誤のNo. 10

【改正省令の附則】

(認知症に係る基礎的な研修を受講に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準(中略)第百九十条第四項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

衛生管理等	
<p>(衛生管理等)</p> <p>第百四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定特定施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、指定特定施設の設従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定特定施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定特定施設において、指定特定施設の設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>【改正省令の附則】</p> <p>(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</p> <p>第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準(中略)第百四条第二項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 58ページの(13) • 34ページの(8)

掲示	
<p>(掲示)</p> <p>第三十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型指定施設従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 11ページの(24)